

平成31年2月26日(火)
 愛知県農林水産部畜産課
 家畜衛生グループ
 担当 川村、稲葉
 内線 3703、3704
 ファイルイン 052-954-6424
 愛知県環境部自然環境課
 野生生物・鳥獣グループ
 担当 大橋、石原
 内線 3068、3098
 ファイルイン 052-954-6230

野生イノシシの豚コレラ検査結果について

県内の養豚場における豚コレラの発生以降、野生イノシシを対象とした豚コレラ検査を一時中断していましたが、防疫措置が完了したため、2月8日から21日までに検査材料を保管していた死亡又は捕獲された野生イノシシについて検査を実施しました。その結果を、下記のとおりお知らせします。

なお、本県で11例目となる陽性事例が春日井市明知町で確認されました。

記

1 野生イノシシの検査結果

発見場所	個体の状況					結果
	状況	性別	成子の別	体長	体重	
豊橋市平野町	死亡	雄	成体	100cm	100kg	陰性
岡崎市稲熊町	捕獲	雄	成体	50cm	35kg	陰性
瀬戸市若宮町	捕獲	雄	成体	80cm	30kg	陰性
瀬戸市内田町	捕獲	雌	成体	125cm	55kg	陰性
春日井市明知町	捕獲	雌	成体	95cm	45kg	陽性
犬山市東片草	捕獲	雌	成体	100cm	43kg	陰性
尾張旭市新居	捕獲	雄	成体	100cm	90kg	陰性
田原市南神戸町	捕獲	雄	成体	85cm	20kg	陰性

2 陽性結果となった野生イノシシの発見場所の位置図



※ 検査材料採取時に、発見場所の消毒実施済、地図は国土地理院の地理院地図を使用

3 今回の陽性事例に対する対応

(1) 野生イノシシの調査対象区域の設定

陽性が確認された野生イノシシの発見場所は、これまでの調査対象区域内であるため、新たな区域は設定しない。

(2) 立入検査等の実施

対象：今回の野生イノシシの捕獲場所から半径10km以内の農場2戸

内容：毎日の報告徴求による異常の有無及び死亡頭数の確認及び異常のある場合の検査の実施

(イノシシ回収場所の消毒完了後28日間)

(3) 県内の養豚農場に対する措置

今回の事例の周知とともに、農場に出入りする人及び車両に対する消毒の徹底や野生イノシシの侵入防止に関する注意喚起を実施

(4) 野生イノシシを対象とした豚コレラ検査の実施について

野生イノシシの調査対象区域を含む犬山市、小牧市、春日井市、名古屋市守山区、瀬戸市及び尾張旭市で捕獲された野生イノシシの検査及び県内全域で実施している死亡した野生イノシシの検査は、従前のおり継続。

また、2月から上記以外でも、調整が整い次第、捕獲された野生イノシシの検査を実施。

(5) 指定猟法禁止区域

今回の野生イノシシの捕獲場所から半径10km以内には、イノシシの生息を確認している新たな市町はありませんので、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第15条に基づく指定猟法禁止区域の追加指定は行いません。

＜今回の野生イノシシの捕獲場所から半径10km以内に含まれる市区町＞

既に指定猟法禁止区域に指定	犬山市、小牧市、春日井市、名古屋市守山区、瀬戸市、尾張旭市
---------------	-------------------------------

※ 半径10km以内には、大口町、扶桑町も含まれるが、イノシシの生息が確認されていないため対象外。

(6) その他

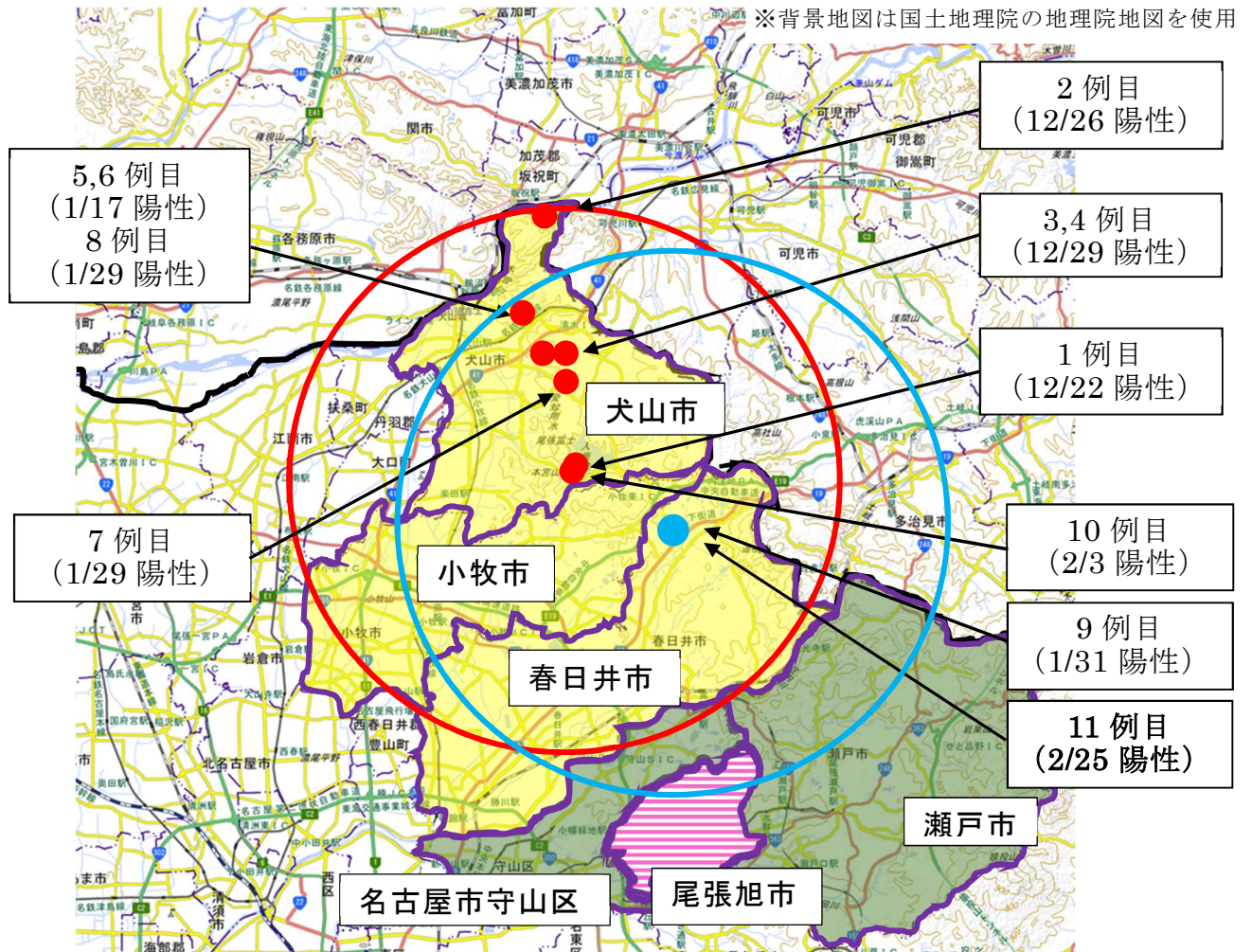
野生イノシシの豚コレラ検査結果については、以下の愛知県畜産課Webサイトにて公表しています。

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chikusan/chikusan-csf.html>

4 今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 kmの地図及び調査対象区域

— : 今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 km

— : 既存の野生イノシシ調査対象区域



指定猟法禁止区域 (平成30年11月13日告示)

- 区域の名称: 尾張北部指定猟法禁止区域
- 区域: 犬山市、小牧市、春日井市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期間: 平成30年11月15日(木)～平成31年3月15日(金)

指定猟法禁止区域 (平成31年1月4日告示)

- 区域の名称: 尾張北東部指定猟法禁止区域
- 区域: 名古屋市守山区及び瀬戸市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期間: 平成31年1月6日(日)～平成31年3月15日(金)

指定猟法禁止区域 (平成31年2月8日告示)

- 区域の名称: 尾張旭市指定猟法禁止区域
- 区域: 尾張旭市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期間: 平成31年2月10日(日)～平成31年3月15日(金)

※ これまで陽性が確認された場所から半径 10 km以内には、江南市、大口町、扶桑町、豊山町も含まれるが、イノシシの生息が確認されていないため対象外

- ・豚コレラは、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはありません。また、感染豚や感染イノシシの肉が市場に出回ることはありません。
- ・現場での取材は、豚コレラのまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

